

(平成26年9月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

四国（愛媛）厚生年金 事案 1244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和43年3月21日から同年4月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和43年4月9日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社が事業を承継）における資格取得日に係る記録を同年4月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月21日から同年5月1日まで

A社からB社へ継続して勤務し、給料から厚生年金保険料も控除されていたと思うが、厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じていることから、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立期間当時、申立人は、A社からB社へ継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社は、昭和43年4月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、同社D店の店長として勤務していた同僚は、「A社各店の事務担当からの勤務報告を同社E店でまとめて本社に報告すると、本社からE店に給与が入金され、同社E店で厚生年金保

除料の控除を行っていた。」としており、ほかの複数の同僚も「A社の従業員の給与及び社会保険事務は、同社E店で一括して行っていた。」としていることから、申立人についても、同年3月分の給与は同社で支払われ、同年3月の保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

さらに、オンライン記録により、B社は昭和43年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、A社D店で店長として勤務し、同日にB社において被保険者資格を取得している前述の同僚は、Fチェーンから支払われた同年4月分の給与明細書を所持しており、当該明細書において同年4月の厚生年金保険料の控除が確認できることから、当該同僚と同様に、A社からB社に継続して勤務していた申立人についても、B社において、同年4月分の給与が支払われ、同年4月の保険料が控除されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において昭和43年4月9日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社において同日に同資格を取得し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間の前後の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、B社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、申立人及び同僚の供述から推認できる従業員数及び業種から判断すると、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和43年3月21日から同年4月9日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和43年4月9日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において、B社が厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1246

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和43年3月21日から同年4月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和43年4月9日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社が事業を承継）における資格取得日に係る記録を同年4月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月21日から同年5月1日まで

昭和43年2月10日にA社へ入社し、同社が吸収合併された後もB社へ継続して勤務し、給料から厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じていることから、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立期間当時、申立人は、A社からB社へ継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社は、昭和43年4月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、同社D店の店長として勤務していた同僚は、「A社各店の事務担当からの勤務報告を同社E店でまとめ

て本社に報告すると、本社からE店に給与が入金され、同社E店で厚生年金保険料の控除を行っていた。」としており、ほかの複数の同僚も「A社の従業員の給与及び社会保険事務は、同社E店で一括して行っていた。」としていることから、申立人についても、同年3月分の給与は同社で支払われ、同年3月の保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

さらに、オンライン記録により、B社は昭和43年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、A社D店で店長として勤務し、同日にB社において被保険者資格を取得している前述の同僚は、Fチェーンから支払われた同年4月分の給与明細書を所持しており、当該明細書において同年4月の厚生年金保険料の控除が確認できることから、当該同僚と同様に、A社からB社に継続して勤務していた申立人についても、B社において、同年4月分の給与が支払われ、同年4月の保険料が控除されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において昭和43年4月9日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社において同日に同資格を取得し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間の前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、B社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、申立人及び同僚の供述から推認できる従業員数及び業種から判断すると、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和43年3月21日から同年4月9日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和43年4月9日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において、B社が厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1248

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 16 日

平成 16 年 12 月に A 社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金の記録となっていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が使用している家計簿ソフトに記録されているとして、申立人から提出された給与明細控えには、平成 16 年に支給された賞与の支給額、手取り額、厚生年金保険料控除額等が詳細に記録されているところ、A 社は、「申立期間当時の関係書類は保管していないため、申立人に支給した賞与額及び当該賞与から控除した厚生年金保険料額は不明であるが、原則、毎年 6 月と 12 月に賞与を支給しており、勤務期間の短い社員に対しても寸志程度の額を支給しているので、申立人に平成 16 年 12 月に賞与を支給したことは間違いなく、申立人の妻が記録している賞与に関する支給額及び保険料控除額の記録は正しいと考えている。」旨回答している。

また、申立人は、A 社において、平成 16 年 7 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、申立期間の直前に支給された賞与支給月の翌月（平成 16 年 7 月）から同年 12 月の賞与支給日までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人を除く 3 人のうち 2 人が、同年 12 月に賞与を支給されたと供述している上、そのうち当該賞与支払明細書を所持している一人の同僚は、「当該明細書によると、平成 16 年 12 月 16 日に

賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されている。」旨回答しており、当該同僚が回答した賞与支給額及び厚生年金保険料控除額は、申立人から提出された給与明細控えに記録されている額と一致している。

さらに、申立人から提出された給与明細控えに記録されている厚生年金保険料等の社会保険料控除額は全て平成16年12月に適用されていた保険料率で計算された額となっていることが確認できることなどから、当該給与明細控えは、同年に作成されたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る標準賞与額は、同僚の回答及び妻の家計簿の記録から3万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、A社の顧問社会保険労務士から提出された平成16年12月16日に支給された賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、申立人に対して支給された賞与は0円と記載されており、同社の顧問社会保険労務士は、「申立人は申立期間に係る賞与の支給対象者となっていなかったため、申立人に係る賞与額は0円で届け出ている。」旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（徳島）厚生年金 事案 1245

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 12 月 24 日から 20 年 8 月 25 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 19 年 1 月に入社し、同社C工場で勤務していた。終戦のため同社を 20 年 8 月 25 日頃退社したが、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 19 年 12 月 24 日になっており、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

当該期間は、同工場がD県E郡F町（現在は、D県G市）のH工場の跡地に疎開し、そこで勤務していた期間なので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C工場がD県E郡F町に疎開した申立期間当時の状況を詳細に記憶しており、その内容は、B社から提出された「B社C工場 50 年史」の資料から確認できる疎開の時期及び疎開当時の状況とほぼ一致しているものの、同社は、「申立期間当時の資料は現存していないため、申立てに関することについては全て不明である。」旨回答している上、申立人がA社の同僚として記憶している申立人の兄及び申立人に同社を紹介したとする者は、既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において、申立人が労働者年金保険被保険者資格を取得したときに払い出された労働者年金保険被保険者台帳記号番号の前後に同記号番号が払い出された同僚 47 人のうち連絡先が判明した 5 人に照会し、4 人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録において、同社における申立人の被保険者資格喪失日は、全て昭和 19 年 12 月 24 日で一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 7 月頃まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社会保険に加入する対象となる従業員の氏名等を記載した台帳（以下「社会保険加入対象者台帳」という。）及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月 1 日から同年 3 月 12 日までの期間において、同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険加入対象者台帳において、申立人の健康保険整理番号「(*)」と、申立人の次の欄に記載されている従業員の同整理番号「*」が重複しており、オンライン記録によると、当該従業員が、当該整理番号でA社における健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことについて、同社は、「現在でも、従業員が短期間で辞めてしまった場合などには、資格取得手続を行わないか、あるいは、一旦行った資格取得手続を取り消すことがあり、その場合、当該従業員に使った整理番号を欠番とせず、次に資格取得する従業員に、その整理番号を使っている。このことを踏まえると、申立人については、資格取得手続を行ったものの、何らかの理由で当該手続を取り消した可能性が高く、そのような従業員からは、保険料の控除は行っていない。」と回答している。

また、社会保険加入対象者台帳に記載されている申立期間当時に入社したと思われる従業員のうちの3人は、申立人と同様にA社における厚生年金保険の

被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、連絡先が判明した42人の被保険者に照会を行い、12人から回答を得たものの、申立人のことを記憶している者がおらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な供述を得ることができない。

加えて、A社は、「提出した社会保険加入対象者台帳のほかに、当時の賃金台帳等の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。